税源浸食と利益移転 解説文

(仮訳)

1. 導入

- 1. 国際課税に関する課題が今日ほど高い政治的なアジェンダとされたことはない。近年、国家経済や市場の統合は相当程度進んでいる。これにより一世紀以上前に創られた国際課税の枠組みに負荷がかかっている。既存のルールは税源浸食と利益移転(BEPS)の機会を作り出すという弱みを露呈しており、それゆえに、システムの信頼性を取り戻し、経済活動が行われ価値が創造されている場所での課税を確保するための、政策担当者による大胆な対応が求められている。2013年9月、G20首脳は野心的かつ包括的なBEPS行動計画を承認した。それからわずか2年足らずで示された13のレポートからなるこのパッケージは、新たな、あるいは強化された国際基準と、各国のBEPS対応に資する具体的な措置を含むものである。これは、OECD加盟国とG20諸国が、多くの途上国の参加を次々と得ながら対等の立場で協働するという、重要な、そして前例のない努力の結果を示すものである。
- 2. 事は重大である。BEPS の影響範囲を測定することは困難であるものの、2013 年以来実施してきた取組の結果により、グローバルな法人税収の逸失を全世界の法人税収の4%から 10%、すなわち毎年 1,000 億ドルから 2,400 億ドルとする試算によって、本件の潜在的な重大さが確認されている。この逸失は、多国籍企業による行き過ぎたタックス・プランニング、国内税制の相互作用、税務当局間の透明性や調整の不足、限られた執行上のリソース、そして有害な税慣行といった様々な理由により生じるものである。多国籍企業の軽税率国における関連会社は、所属するグローバル・グループ全体と比して(資産比率で)約2倍の利益率を報告しているが、このことはBEPS が如何に経済的な歪みをもたらしているかを示している。途上国の法人税への比較的高い依存を踏まえれば、対税収比のBEPS の影響は、先進国よりも途上国のほうが大きなものとなる。グローバル化された経済において、各国政府は、租税回避に効果的に対処し、そして投資を惹き付け、持続させるための、より信頼できる国際的な環境を提供するため、協力し、有害な税慣行を慎む必要がある。こうした協力ができなければ、法人税の資金調達手段としての効果は縮減し、途上国ほど悪影響を受けることになる。
- 3. このBEPS パッケージは、2014年のブリスベン・サミットでG20 首脳に対して示され、 首脳から歓迎された第一弾の7つのレポートも盛り込んで統合したもので、わずか2年間で作られ、合意された。これは、税制の公平性に対する一般市民の信頼を回復すること、企業間の競争条件を平準化すること、そして主権に基づく租税政策の効果を各国政府が確保するためのより効率的なツールを提供することが喫緊に必要であったことが、その主たる理由である。協調性のない一方的な措置を各国が採ることで、クロス・ボーダーの投資にとって安定的な枠組みとなっている国際租税の重要な原則が損なわれるリ

スクを抑制するべく、迅速に行動することも必須であった。BEPS は二重非課税をもたらすが、BEPS への対処が二重課税をもたらすべきではない。二重課税は、世界の貿易と投資の増加、成長の下支え、雇用創出、イノベーションの促進、そして貧困からの脱却に貢献してきた多国籍企業に損害を与える。二重課税は、また、資本コストを高め、関係する各国経済間の投資を阻み得るものでもある。

- 4.60 か国以上がテクニカル・グループへ直接参加し、更に多くの国々が各地域における対話を通じてプロジェクトの成果の策定に参画するなど、本作業への関心と参加のレベルは前例のないものであった。ATAF (African Tax Administration Forum)、CREDAF (Centre de rencontre des administrations fiscales)、そして CIAT (Centro Interamericano de Administraciones Tributarias)といった税務関係の地域間組織が、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行 (WB)、そして国連 (UN)といった国際機関とともに作業に貢献した。産業界や市民社会との非常に有益なやりとりを含む利害関係者の関心は、12,000ページを超えるコメントの受領、23のディスカッション・ドラフトの公表、11のパブリック・コンサルテーションでの議論、そして、4万以上のBEPS に関する OECD ウェブキャストの閲覧件数に表れている。
- 5.2013年の「税源侵食と利益移転への対応」 報告書は、いかなる税制もそれのみで BEPS を可能とするのではなく、むしろ別々な問題の相互作用が BEPS を可能とする、と結論付けた。各国間で調整がなされない国内法制、変わり行くグローバルなビジネス環境に必ずしも追いつけていない国際課税のスタンダード、そして税務当局や政策立案者の間で広がる関連情報の不足といった事柄が合わさって、納税者が BEPS 戦略を企てる機会が生み出されている。有害な税慣行を利用できることも、喫緊の対応が必要な分野として認識された。
- 6. BEPS の懸念に対処したいという共通の願いから、的を絞ったモニタリングと強化された透明性が支え、国内及び条約対応を通じて協調して実施される措置の包括的パッケージが合意された。その目的は、単なる対症療法ではなく根本原因への包括的対応により、BEPSの構造に対処することである。
- 7. BEPS への対抗措置が実施されれば、二重非課税を促進する多くのスキームは縮小されるだろう。BEPS パッケージの実施は、課税利益の場所と経済活動・価値創造の場所とをより一致させるとともに、税法を効果的に適用するために税務当局が入手できる情報を向上させるだろう。二重課税の発生を最小化するために、紛争解決の改善と、BEPS 対抗措置の実施を支援しモニタリングするメカニズムの確立も、BEPS 改革のカギとなる部分である。
- 8. BEPS パッケージは、約一世紀の間で初めてとなる、実質的で、そして先送りにされてきた国際課税のスタンダードの刷新である。この刷新は、BEPS に対処するためだけでなく、国境を越える活動への課税と、二重課税の排除のための既存の国際的枠組みの持続可能性を確保するために、必要である。BEPS には、まさにその性質上、協調的な対応が求

められ、だからこそ各国が共有の解決策づくりに参加するべくリソースを投入したことを、G20 と OECD は認識している。本解説文は、まず今日までの成果をまとめた後、合意された措置の効率的な実施を確保し、参加型で的を絞ったモニタリングの仕組みを通じてフォローアップするための今後の道行きを示す。

2. BEPS プロジェクトの成果

- 9. 全ての OECD、G20 諸国が、初めて、国際課税の課題への共通の対応策を策定するために、対等な立場で協働した。さらに、共通に合意される国際課税のスタンダートづくりへの途上国の前例のない参加が見られた。これほど多くの国々が作業に参加し、国際課税の環境を変えるために協調したという事実それ自体が、本プロジェクトの重要な成果である。
- 10. プロジェクトの中で行われた作業に加え、低所得国によって認識され、2014年のG20 開発作業部会への2部構成の報告書で詳述された、BEPS の優先的課題に焦点を合わせた作業も並行して行われてきた。こうした作業には、一次産品部門における課題も含む移転価格の比較対象の入手可能性、透明で効果的な税制優遇措置、そして資産の間接譲渡に係るものが含まれる。途上国がこれらの課題に対処する際に助けとなるツールキットの開発は、各国及び税に関する地域機関、国際通貨基金、世界銀行、そして国連とパートナーシップを組みながら、2016年、2017年を通じて継続される。
- 11. 包括的な措置のパッケージが合意された。各国はこの包括的なパッケージと、その一 貫した実施にコミットしている。これらの措置は、新たなミニマム・スタンダードから、 既存のスタンダードの改正、各国の慣行の統一を促進する共通アプローチ及びベストプラ クティスに基づくガイダンスにまで及ぶ。ミニマム・スタンダードは、特に、一部の国が 行動しないことが他国に (競争上の不利な影響を含む) 負の波及効果を及ぼすような場面 の問題に対応するために合意された。競争条件を平準化する必要性を認識して、全ての OECD 加盟国と G20 諸国は、条約漁りの防止、国別報告書の提出、有害税制への対抗、そ して紛争解決の改善といった分野で一貫した実施にコミットする。既存のスタンダードは 改定され実施されるが、全ての BEPS 参加国が、その基礎となる租税条約や移転価格税制 のスタンダードを承認しているわけではないことに留意する。他の分野としては、ハイブ リッド・ミスマッチに関する勧告や利子の損金算入に係るベスト・プラクティスについて、 各国が、一般的な税制の方向性に合意した。これらについては、各国の税制が、合意され た共通のアプローチの実施を通じて、徐々に収斂させていくことが期待され、これにより、 将来、そうした措置をミニマム・スタンダードとすべきか否かに関する更なる検討が可能 となる。ベスト・プラクティスに基づくガイダンスは、義務的開示制度や外国子会社合算 税制の分野で対応しようとする国々を支援する。特にミニマム・スタンダードの実施に関 しては、的を絞ったモニタリングの対象とすることについて、各国が合意している。さら に、OECD 加盟国、G20 諸国を超えた国々が、それぞれの課税ベースを守り、競争条件を平 準化するために、これらの取組に参加することが期待される。
- 12. 条約漁りを含む条約濫用を防止するためのモデル条項が作られた。当該条項は、租税

条約に関する課題に係る作業の成果を、各国が二国間租税条約に組み入れて実施するために活用できる多数国間協定に盛り込まれる。これにより、投資を迂回させて軽減税率を得るために、有利な租税条約を持つ国の導管会社を活用することが抑止される。これらの条項の一部は、追加の技術的な作業が必要であり、2016年にまとめられる。

- 13. 標準化された国別報告書やその他の文書化の要請は、多国籍企業がどこで利益、課税、そして経済活動を申告しているかに関するグローバルな実像と、こうした情報を移転価格やその他の BEPS リスクの評価に役立てる能力を税務当局に与える。これにより税務当局は最も効果的なところに税務調査のリソースを絞り込むことができる。多国籍企業は、事業を行う国・地域ごとに、収入、税引前利益、支払所得税額、当期発生所得税額、従業員数、資本金額、利益剰余金、固定資産について報告することになる。実施パッケージは、情報の税務当局への適時報告、守秘の保持、情報の適切な使用を確保するためのガイダンスを提供する。最初の国別報告書は、多国籍企業の2016年1月1日以後開始事業年度から報告を求めることが推奨される。一部の国・地域では、国内法に必要な改定を加える特定の国内法改正プロセスを経るために時間が必要であることは認識されている。報告が求められるのは、年間のグループ連結収入が7億5,000万ユーロ(あるいは、国内通貨建てで同等額)以上となる多国籍企業となる。この文書化制度の導入を見越して、行き過ぎたタックス・プランニングは既に控えられ始めている。
- 14. 再活性化された相互審査 (ピア・レビュー) のプロセスにより、有害な側面を有するパテント・ボックス税制を含む有害な税慣行に対処し、かつ、情報交換がなければ BEPS 懸念を生じさせ得る納税者個別のルーリングに関連する情報の自発的な交換の義務づけを通じた透明性へのコミットメントに取り組む。知的財産優遇税制に対するネクサス・アプローチに関する合意は、制度から得られる便益と、実質的な研究開発活動とを合致させることを求める。有害な税慣行に対処するための新たな努力により、金融やサービス活動から得られる足の速い所得の場所へ税が歪曲的な影響を与えることが少なくなり、公正な税の競争がなされる環境が促進されるだろう。
- 15. 相互協議手続を通じた効果的かつタイムリーな紛争解決への強い政治的なコミットメントの下で、紛争解決の進捗を確保するためのミニマム・スタンダードに関する合意が得られた。これにより、租税条約の解釈あるいは適用に関する国家間の紛争のより効果的かつタイムリーな解決が確保される。全ての OECD 加盟国及び G20 諸国が、その他の関心を有する国々や地域と対等の立場で参加する税務行政フォーラム (FTA: Forum on Tax Administration) は、最近設立された相互協議フォーラムを通じて、相互協議改善のための努力を継続する。これには、タイムリーな紛争解決のための新たな基準を迅速に満たすための評価手法の策定が求められる。並行して、多数の国々が、義務的拘束的仲裁に早急に移行することにコミットしている。このコミットメントの迅速な実施は、租税条約関連の BEPS 対抗措置実施のために作られる多数国間協定にオプションとして仲裁条項を盛り込むことを通じて達成されると見込まれる。紛争解決の改善に焦点を当てた効果的なモニタリングの仕組みが構築される。

- 16. BEPS プロジェクトでは、濫用を防止し BEPS の機会を無くすために、二重課税を除去 するための既存の国際課税のスタンダードの見直しも行った。これにより、OECD と国連 のモデル租税条約第9条に基づく規定に対する共通の理解と解釈を反映した一連のガイ ダンスの合意がなされた。移転価格ガイドラインの変更は、多国籍企業の移転価格が、利 益への課税を経済活動により良く合致させるものとなることを確保するものである。取引 の結果は、契約上の条件に照らした関連者の実際の行動に即して判断されることになる。 これら及びその他の変更により、多国籍企業は、所得を「キャッシュ・ボックス」ー軽課 税・無課税地の恩恵を利用するために作られたほとんど従業員を有さず経済活動もしない ペーパー・カンパニーーへと移転するインセンティブを減らすだろう。特に、見直された 移転価格ガイドラインは、豊富な資本を有するグループ・メンバー、すなわちキャッシュ・ ボックスが、業務を営む会社に資金等の資産を単に提供するだけで限定的な活動しかして いない、といった状況に対処する。豊富な資本を有するメンバーが、その資金提供に関す る金融リスクを実際にはコントロールしていないのであれば、リスクフリー・リターンを 超える利益を受け取ることはなく、また、例えばその取引そのものが商業上合理的でない ために否認 (non-recognition) のガイダンスが適用される場合にはそれ未満しか受け取 れない。無形資産に関する移転価格ガイドラインも改訂されている。ある種の無形資産の 評価は困難であることを認識し、納税者と税務当局との間の情報の非対称性を利用してグ ループ間で無形資産を過小価格で移転させることに対処するための追加的な手段を各国 に提供するために、評価困難な無形資産への適切な価格付けを確保するためのアプローチ が考案された。
- 17. コミッショネア (委託販売) 形態や、事業活動の細分化を通じ、税務上のつながり (ネクサス) を不適切に回避するために使われる手法に対処するべく、恒久的施設の定義の見直しも合意された。行動 7 の報告書に示されているとおり、報告書で提案された変更に伴う恒久的施設に帰属する利益に関する追加のガイダンスを提供するためのフォローアップ作業が実施される。行動 7 報告書に伴う変更を、モデル改定を通じてモデル租税条約第7条に盛り込んでいくフォローアップ作業も2016年中に必要となる。このフォローアップ作業により、租税委員会は、必要に応じ、報告書で取り入れられた条約の新たな文言に関する追加のガイダンスを提供したり、特に金融商品のグローバル・トレーディングに関する問題の検討を通じて、報告書による変更がもたらす意図せざる結果に対処したりすることができる。
- 18. BEPS パッケージは、例えば、利払いの過大な損金算入を生む、グループ間及び第三者の借入を利用した支払利子費用を用いた税源浸食を抑制するために、関心ある国々が各国の慣行を収斂させるよう促す共通のアプローチ、並びに、各国及びその相手方の課税ベースを損なうハイブリッド・ミスマッチを無効化させるために必要な国内法や条約の関連条項に関する共通のアプローチも含んでいる。国内法やモデル租税条約の条項を策定するための勧告が、実施に当たっての詳細なコメンタリーと併せて合意された。納税者による行き過ぎた若しくは濫用的な取引、取極め、及びストラクチャーの義務的開示に係る国内法制強化を目指す国々のためのベスト・プラクティスや、効果的な外国子会社合算税制の構成要素に関するベスト・プラクティスに基づくガイダンスもある。

- 19. 過去 10 年間で、電子経済は急速に拡大し、今日では経済そのものになりつつある。し たがって、その課税上の課題に対して、電子経済だけを囲い込む解決策は適切ではない。 しかし、電子経済により BEPS リスクは高まっている。BEPS プロジェクトを通じて作られ た対抗措置は、こうしたリスクに相当程度対抗可能と見込まれる。実際、電子経済の主要 な特徴は BEPS プロジェクトを通じて、特に恒久的施設の定義、移転価格ガイドラインの 見直し、及び外国子会社合算税制のガイダンスにおいて、考慮されている。間接税の分野 では、消費者の所在地国に基づく付加価値税の徴収を促進するためにガイドラインが作ら れ、実施メカニズムが特定されたが、これは、特に商品・サービスのオンラインでの注文・ 配達に関連する事柄である。この作業では、電子経済がもたらす、より幅広い課税上の新 たな課題に対処するため、「重要な経済上の存在 (significant economic presence)」に 基づく新たな税務上のつながり(ネクサス)を含むいくつかのオプションが検討された。 現段階では、これらのオプションはいずれも勧告されていない。これは、BEPS プロジェ クトにおいて作られた対抗措置が電子経済において特定されていた BEPS 課題に実質的な 効果があること、一部の BEPS 対抗措置によって、より幅広い課税上の課題にも部分的に 対応可能であること、そして消費税は市場のある国において効果的に課されることが見込 まれること、といった理由によるものである。しかし、各国は、既存の条約上の義務を尊 重する限り、BEPS への追加的な予防手段として、国内法において、又は二国間租税条約 において、こうしたオプションを導入し得る。OECD 加盟国及び G20 諸国は、電子経済の 発展をモニターし、今後入手可能となるデータを分析することに合意した。議論され分析 されたオプションに係る更なる作業を実施すべきか否かは、将来のモニタリング作業に基 づき判断される。この判断は、電子経済の発展がもたらす課税上の課題に既存の国際課税 のスタンダードが対処する能力に関する幅広い考察に基づいてなされるべきものである。
- 20. 3,500 以上の二国間租税条約のグローバルなネットワークを見直すための革新的なメカニズムがスタートした。各条約を二国間で再交渉するためにリソースを投入することなく、軌を一にした効率的な二国間租税条約の修正を促進するという、条約に関する BEPS 対抗措置を実施するための多数国間協定の交渉に特化したグループに 87 か国が参加した。2016 年末までに結論を得るため、多数国間協定は、より一層協調を強化し、国際課税の協力を向上させるだろう。
- 21. 最近、いくつかの大手多国籍企業が、税務構造の重大な変更に関するアナウンスをしたように、BEPS プロジェクトの納税者の行動への影響は、実施が完全に軌道に乗る前から既に見られている。BEPS パッケージの各行動の要約は本解説文の添付文書で見ることができる。

3. ポスト BEPS 環境

22. BEPS パッケージの採択により、OECD 加盟国及び G20 諸国は、BEPS の策定に参加した 全ての途上国とともに、経済活動と価値創造が生じた場所で課税するという現代の国際課 税の枠組みの基礎を築いていくことになる。今こそ、勧告された改正の整合的で一貫した 実施の支援、二重課税・二重非課税への影響のモニタリング、そして、より多くの国・地域を巻き込んだ実施支援やモニタリングのための枠組みの策定といった新たな課題に焦点を当てるべき時である。

a. 実施は今から始まる

- 23. 移転価格ガイドラインの見直し等、幾つかの改正は直ちに適用可能である一方、多数 国間協定を含む租税条約を通じた実施が求められる改正項目もある。ハイブリッド・ミスマッチ、外国子会社合算税制、利子控除制限、国別報告書及び義務的開示に関する作業の結論として、あるいは、必要に応じて知的財産優遇税制に関する国内ルールを有害税制の 基準に適合させていくために、国内法改正が求められる項目もある。各国は主権を有する。したがって、こうした改正を実行するかどうかは各国次第であり、BEPS 対抗措置は、国際的な法的コミットメントに反しない限りにおいて、それぞれのやり方で実施される。しかし、BEPS は、まさにその性質ゆえに、特に国内法において、協調した対応が求められ、だからこそ各国はコミットメントを実行に移すとともに、当措置の実施を決定するに当たっては、各国の制度が一貫性を持ち、収斂していくようにすることが期待されている。
- 24. BEPS 対抗措置の策定過程では、いくつもの課題が発生した。一部の国が一方的な措置を成立させ、一部の税務当局はより積極的であった。そして、一部の実務家は、世界経済が変化するとともに、BEPS の認知度が上がるにつれ、不確実性が増大したと非難した。BEPS 行動計画には以下のような文言が盛り込まれている。

「矛盾する複数の国際基準の出現や、既存のコンセンサスベースの枠組みの一方的措置 への変更は、二重課税の大規模な再発生を特徴とするグローバルな税制の大混乱を引き 起こす。」

- 25. 各国政府はこうした課題を認識し、一貫した実施と適用がカギを握ると認識している。 すなわち、異なる税体系に対して適用可能なものとしてつくられたオプションは各国税体 系間での不一致を引き起こしてはならず、新たなスタンダードの解釈が紛争の増加につな がってはならない。そうならないように、OECD 加盟国と G20 諸国は、効果的で一貫した 実施を支援するべく、BEPS プロジェクトの枠組みにおいて協働を続けることに合意して いる。OECD 加盟国と G20 諸国の間で、またこれを超えて、より一層一貫し協調された実 施を確保するための取組みが既に実行に移されている。例えば、欧州委員会は BEPS 対抗 措置を如何にして EU 域内で実施するかをまとめた「欧州連合における公平で効率的な法 人税制に関する文書」を最近公表した。多数国間協定の交渉に 87 か国が参加していることも、各国が多国間の文脈で迅速かつ一貫した実施にコミットしていることを強く示すも のである。
- 26. 0ECD 加盟国と G20 諸国は、2016 年・2017 年に、更なる検討が必要とされる分野の作業を終えるために、対等の立場で作業を続ける。これには取引単位利益分割法の適用に関する、また金融取引に関する移転価格ガイドラインの完成、恒久的施設の定義見直しを踏まえた恒久的施設への帰属利得に係るルールを巡る議論、そして(集団投資ファンド以外

- の)投資ファンドへの租税条約上の特典供与という、より幅広い論点に係る課題の継続検討と合わせた、LOB条項(特典制限条項)に関するモデル条約の条項と詳細なコメンタリーの策定を完了させること等が含まれる。支払利子損金算入におけるグループ比率によるカーブ・アウト規定の詳細や、保険・銀行セクターに係る特別ルールを策定すること、そして、関連する審査基準の見直しも含む有害な税慣行に関する作業に、より多くの OECD 非加盟国や非G20 諸国を参加させるための戦略策定も含まれる。
- 27. これらの行動を仕上げた上で、OECD 加盟国及びG20 諸国は、ルールの適用に当たって の透明性と確実性を高めていくとともに、BEPS に関する作業の過程で発生した関連分野 についての作業を検討する。

b. 実施状況と影響のモニタリング

- 28. より参加型の検討のための新たな OECD-G20 の枠組み確立を含む、これまでのあらゆる 進捗は認識しつつも、より一層協力を深化させること、そして、BEPS 関連で採用された 対抗措置の実施と効果、及び納税者による法令遵守と当局による適切な執行双方への影響 をモニタリングすることに焦点を当てることが必要であるようだ。
- 29. OECD 加盟国と G20 諸国は BEPS 対抗措置の実施をモニターするために対等の立場で作業を続けることに合意する。モニタリングは、BEPS 勧告を実施するために各国が実施してきたことを報告する形式での、特にミニマム・スタンダードについての遵守状況の評価からなる。いかなる国・地域も不公平な競争優位を得ることがないよう、全ての国・地域によるコミットメントの実施が確保されることによって競争条件の平準化を確立する観点から、モニタリングは各行動別に定義され適合される相互審査(ピア・レビュー)を含むものとなる。これに加え、BEPS 勧告の実務上の実施方法に関するより良い理解は、政府間の誤解や紛争を減らすことになるだろう。したがって、実施状況と税務行政に大きな焦点を当てることは、政府と企業双方にとって有益なものであり、この点において、税務行政フォーラム(Forum on Tax Administration)が重要な役割を果たす。最後に、データと分析の向上に関する提案は、BEPS の定量的なインパクトについて現在行われている評価と、BEPS プロジェクトの下で作られた対抗措置の影響を評価する際の助けとなるだろう。

c. 参加型の枠組みの策定

30. グローバリゼーションにより、OECD や G20 を超えたグローバルな解決策と対話構築が必要となっている。他の国際機関や税に関する地域機関を引き続き含むより一層の参加を促す枠組みの構築によって、BEPS プロジェクトへの参加を通じて途上国から表明された強い関心が持続されるべきである。税目的の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムの成功の経験から、OECD 加盟国と G20 諸国は、各国が対等の立場で参加する BEPS パッケージの実施を支援しモニターするための、より参加型の枠組みを 2016 年の早い時期に策定し提案するために協働する。こうした作業には、OECD 非加盟かつ非 G20 の国・地域が合意されたスタンダードとその実施にコミットできる方法の検討が含まれる。こうした作業は、2015 年 9 月 5 日にアンカラにおいて発出されたコミュニケに盛り込まれて

いる G20 財務大臣・中央銀行総裁会議からの以下のマンデートに基づいて進める。

"プロジェクトの有効性はその広範かつ首尾一貫した実施によって決まる。我々は BEPS プロジェクトの成果のグローバル規模での実施、特に国境を越える税のルーリングに関する情報交換の実施状況をモニタリングするに当たり、対等な立場で作業を続ける。我々は OECD に、2016 年の早い時期までに、関心のある非 G20 諸国・地域、特に発展途上国の関与の下で、枠組みを準備することを求める。"

d. 次なるステップ

31. OECD 加盟国と G20 諸国は、仕掛中の作業を完成させ、合意された対抗措置の効率的で 的を絞ったモニタリングを確保するために、2020 年まで BEPS に関する協力を継続する。 これらの国々は、関心を有する他の国々にうまく関与してもらう観点から、2016 年の早 い時期までにモニタリングの枠組みを考案する。

付属文書

税源浸食と利益移転 行動計画パッケージの概要

行動1:電子経済に係る課税上の課題への対処

行動1の報告書は、電子経済が経済そのものになりつつある中で、電子経済のみを囲い込むことはできないと結論付けた。報告書は電子経済により高まるBEPS リスクを分析し、BEPS プロジェクトを通じて作られた対抗措置が与えると見込まれる影響を示した。国境を越えた一般消費者向け (B to C) 取引の場合には消費者の所在地国で付加価値税を徴収できるようにするためのルールと執行のメカニズムが作られた。これらの措置は、国内及び外国の事業者間の競争条件を平準化させるとともに、こうした取引に係る然るべき付加価値税の効率的徴収の促進を意図したものである。税務上のつながり(ネクサス)やデータ等、電子経済がもたらすより幅広い税務上の課題への技術的な対応策のオプションが議論・分析された。より幅広い税務上の課題と潜在的なオプションのどちらについても、国境を越える活動に対する課税のための既存の枠組み全体に関わる課題というBEPSを超えた論点を提起したために、OECD加盟国とG20諸国は、電子経済の発展をモニターし、今後入手可能となるデータを分析することに合意した。議論・分析されたオプションについて更なる検討がなされるべきか否かは、今後のモニタリング作業に基づき判断される。この判断は、電子経済の発展がもたらす課税上の課題に既存の国際課税のスタンダードが対処する能力に関する幅広い考察に基づいてなされるべきものである。

行動2:ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化

ハイブリッド・ミスマッチ取極めを無効化する国内上及び条約ルール上のルールを通じた各国の慣行の収斂を促進する共通のアプローチ

これによりミスマッチから生じる租税上の便益が排除され二重非課税が防止されるとともに、単一の支出に対する費用の多重控除、一方の国で対応する課税がなされない他方の国における控除、及び外国での単一の税支払いに対する複数の外国税額控除に歯止めがかけやすくなる。税務上のミスマッチを無効化しつつ、それ以外の場合にはこうした金融商品や事業体の使用を妨げないようにすることで、このルールは、クロス・ボーダーの取引や投資に悪影響を与えることなく、こうした取極めが BEPS のためのツールとして使用されることを抑止していく。

行動3:外国子会社合算税制の強化

報告書は、各地域によりルールの政策目的が多様であることを認めつつ、効果的な外国

子会社合算税制の構成要素について勧告している。勧告はミニマム・スタンダードではないものの、その実施を選択しようとする各地域が、納税者による外国子会社への所得移転を効果的に防止できるルールを確実に持てるよう策定されたものである。報告書は、知的財産、サービスや電商取引等の、足の速い所得によって引き起こされる既存の外国子会社合算税制に係る課題を特定するとともに、各地域が、この点に関する適切な政策を反映できるようにしている。この勧告は、外国子会社合算税制が、移転価格税制やその他のルールを補完するものとして、BEPS に対抗する上で、引き続き重要な役割を担うことを強調している。

行動4:支払利子の損金算入及びその他の金融支払を通じた税源浸食の制限

利子の損金算入に関する各国ルールの収斂を促す共通アプローチ

多国籍企業グループ内部における負債の配分に税制が及ぼす影響については、数多くの学術論文で証明されており、グループ内の資金提供を通じて個別のグループ内企業が負債レベルを容易に増大させ得ることはよく知られている。同時に、競争上の配慮の重要性や、支払利子費用を適切に抑制することが二重課税に結びつかないようにすることの重要性を踏まえると、免税あるいは課税繰延べされる所得を生み出す活動への融資を含め、過大支払利子を実現できる状況には、各国が協調することで最もうまく対処することができる。共通のアプローチは、企業のネットの支払利子控除が、その企業の経済活動により生み出された課税所得と直接関連付けられること、及びこの分野における各国のルールの更なる協調を促進することを目指すものである。

行動5:透明性と実質性に考慮した、有害な税慣行へのより効果的な対抗

有害な税慣行への現在の主たる懸念は、恣意的な利益移転のために使われる優遇税制や、ある種のルーリングに関する透明性の欠如に関するものである。行動5の報告書は、優遇税制において実質的活動があったかどうかを審査するための合意された手法に基づくミニマム・スタンダードを勧告する。パテント・ボックス等の知的財産優遇税制については、「ネクサス」アプローチについて意見の一致が得られた。このアプローチは、実質的な活動を測定する代理指標としてその国における支出を用いる。このアプローチにより、当該優遇税制から便益を得る納税者は、研究開発に実際に従事し、実際に支出を行うことが求められる。同じ原則は他の優遇税制についても適用され得る。これにより、当該優遇税制がカバーする所得を生み出すうえで必要となる中核的活動を納税者が行っている限りにおいて便益を与えるという、実質的活動の要件を持つ制度と考えられることとなる。透明性の分野については、情報交換がなされない場合にはBEPS 懸念を引き起こすルーリングに関する自動的情報交換の義務づけの枠組みが合意された。本報告書には、多数の優遇税制に対する詳細な実質的活動基準及び透明性基準の適用結果が記載されている。

行動6:租税条約の濫用防止

行動6の報告書は、条約漁り等を通じた濫用防止に係るミニマム・スタンダード及び、条約濫用を防止する制限措置を提供しつつ、その実施のために一定の柔軟性も備える新たなルールを含んでいる。本報告書に盛り込まれた新たな条約の濫用防止ルールは、第一に、ある国の居住者ではない者が、当該国が締結した租税条約の特典を得ようと目論む条約漁りに対処するものである。その他の条約濫用のケースに対処するために、より的を絞ったルールが策定された。条約が意図せずして濫用防止に係る国内法の適用を妨げることがないよう、OECD モデル租税条約のその他の変更が合意された。租税条約は二重非課税を生み出すために使われることを意図したものではないことが、モデル租税条約のタイトル及び前文の見直しを通じて明確にされている。最後に、本報告書は、低課税又は無課税地域と租税条約を締結する際に考慮すべき政策的検討事項を盛り込んでいる。

行動7:恒久的施設認定(PE)の人為的回避の防止

一般的に、租税条約は、ある国において、外国企業の利益が課税されるのは、その企業が、その国において、利益が帰属する恒久的施設を有する場合に限られることを規定している。したがって、租税条約に規定される恒久的施設の定義は、非居住者である企業が、別の国で所得税を払わなければならないか否かを判断する上で、非常に重要となる。報告書は、租税条約交渉の土台として広く使われている OECD モデル租税条約第5条に規定される恒久的施設の定義の見直しを含んでいる。こうした見直しは、代理店を委託販売契約(コミッショネア契約)に基づく仕組みに変更する、または、事業活動を人工的に細分化するような方法で、税務上のつながり(ネクサス)を不適切に回避する手法に対処するためのものである。

|行動8-10 価値創造と一致する移転価格算定結果の確保|

OECD 及び国連モデル租税条約第9条及び移転価格ガイドラインに記されている移転価格ルールは、多国籍企業グループ内の取引価格等の条件について、独立企業間原則に基づき決定するために用いられるものである。この分野における既存の基準は、独立企業間原則に関するガイダンスを含めて、明確化・強化され、また、評価が困難な無形資産の適切な価格付けを確保するためのアプローチが独立企業間原則の範囲内で合意された。作業は3つの主要な分野に焦点を当てている。行動8では、無形資産はその性質上足が速く評価が困難なことが多いことから、無形資産に係る関連者間取引に関する移転価格算定上の論点を検討した。価値の高い無形資産から生じた利益の不適切な配分は、税源浸食と利益移転の大きな原因となっている。行動9では、契約上のリスク配分は、当該リスクについて実際の意思決定及び管理を行っている場合に限り尊重される。行動10では、その他のリスクの高い分野に焦点を当てており、商業上合理性のない関連者間取引から生じた利益の配分に対処するための措置、多国籍企業グループの最も経済的に重要な活動から生じた利益を

移転するための移転価格手法の活用に焦点を当てた措置、及び多国籍企業グループ内における一定の支払い(管理費用や本社費用等)による、価値創造との一致が見られない状況での税源浸食等が含まれる。こうした課題に対応し、事業上の利益とこれを生み出す経済活動とを一致させる結果を確実に生むような移転価格ルールを確保するガイダンスが、報告書には盛り込まれている。

本報告書は国境をまたぐ一次産品取引やグループ内の低付加価値役務提供取引に関するガイダンスも含んでいる。この二つは途上国にとって重要な分野であると特定されたことから、このガイダンスは、G20 開発作業部会からマンデートを得た更なる作業によって補完される。その作業は、知見、ベスト・プラクティス、及び移転価格算定のために一次産品取引価格を設定したり、税源浸食をもたらす典型的な支払いを通じた税源侵食を防止したりするためのツールを提供する。

行動 11:BEPS の測定とモニタリング

様々なデータ・ソースや試算を用いて税に動機付けられた利益移転の証拠を示す多くの 実証研究がある。BEPS の複雑さや既存データの限定性を踏まえれば BEPS の影響範囲測定 は困難であるものの、近年の多くの研究によれば、BEPSよるグローバルな法人税収の逸失 は相当程度となり得ることが示唆されている。行動11は、現在入手可能なデータと手法を 吟味し、BEPS の経済的インパクトや範囲に関する経済分析は極めて困難であり、データと 手法の改善が必要であると結論づけている。データ制約に留意しつつ、様々なデータ・ソ ースを活用しBEPS の多様な経路を吟味しつつ、BEPS を測定する6つの指標集が作られた。 これらの指標は BEPS が現に存在することを強く示すとともに、時を経て増大していること を示している。BEPS の複雑さや手法上・データ上の制約を認識しつつ、新たな OECD の実 証分析は、グローバルな法人税収の逸失は、毎年 1,000 億ドルから 2,400 億ドルとなり得 る旨の試算を示した。この研究は BEPS から生じる財政以外の重大な経済上の歪みを指摘す るとともに、利用可能な税データの更なる活用、及び、各国が BEPS の財政上の効果や各国 の BEPS 対抗策のインパクトの評価をしやすくするための分析ツール等を通じた将来の BEPS のモニタリング支援に資する分析の改善を提言している。今後、BEPS に係る経済分析 とモニタリングの改善のために、各国がデータ収集、編集そして分析力を高めていくこと が求められる。

行動 12:納税者による行き過ぎたタックス・プランニングの開示義務

行き過ぎたタックス・プランニング戦略についてのタイムリーで包括的な関連情報の不足は、世界中の税務当局が直面する主要な課題の一つである。こうした情報を早期に入手できれば、情報に基づくリスクの評価、調査や法改正を通じて、税務上のリスクに早急に対応する機会を得ることができる。行動 12 に関する報告書は、義務的開示を有していない国が、行き過ぎたタックス・プランニング・スキームやその利用者の情報を早期に入手したいというニーズに合致した制度を立案するため、ベスト・プラクティスから得られるガ

イダンスをモジュラー形式の枠組みで提供する。本報告書の勧告はミニマム・スタンダードを示すものではない。義務的開示ルールを採用するか否かは、各国の自由な選択に委ねられる。この枠組みは、既に義務的開示制度を有する国が、その効果を高めるための参考となるように意図されたものでもある。勧告は、より有用でタイムリーな情報を入手したいという各国のニーズと、納税者の法令遵守に係る負担とのバランスを取るために必要な柔軟性を提示している。国際課税スキームに焦点を当てたルールや、税務当局間のより効果的な情報交換と協力の構築・実施のためのベスト・プラクティスに基づく個別の勧告も記されている。

行動 13:移転価格文書化の再検討

移転価格に係る文書化の改善と連携により、税務当局に提出される情報の質が向上する とともに、法令遵守に係る企業負担が抑えられる。行動13に関する報告書には、国別報告 書に関するミニマム・スタンダードを含む、移転価格の文書化に関する三層からなる標準 化された アプローチが盛り込まれている。ミニマム・スタンダードは、国別報告のための 共通フォーマットを整合的に実施するコミットメントを反映している。第一に、移転価格 の文書化に係るガイダンスは、多国籍企業が、そのグローバルなビジネス展開や移転価格 の方針に関するハイレベルな情報を、「マスター・ファイル」として、関連する全税務当局 が入手できるよう提供することを求める。第二に、重要な関連者間取引、当該関連者間取 引の取引額、そして当該取引に係る移転価格決定に関する当該企業の分析についての詳細 な移転価格文書を「ローカル・ファイル」として各国個別に報告することが求められる。 第三に、規模の大きな多国籍企業は、彼らがビジネス展開をする国ごとに、「国別報告書」 の毎年の提出が求められる。これには国別の収入、税引前利益、支払所得税額、当期発生 所得税額、その他経済活動に関する指標が含まれる。国別報告書は究極の親会社所在地国 で提出され、政府間の情報交換により自動的に共有される。限られた場面においては、子 会社居住地国での提出を含む補助的な方法がバックアップとして使われ得る。合意された 実施計画は、情報が税務当局にタイムリーに提供され、報告された情報の守秘が確保され、 そして国別報告書が適切に使用されることを確保する。

これらの三層の文書化が一体となって、納税者に移転価格に関する一貫した説明を求めるとともに、税務当局に、移転価格リスクを評価し、税務調査に係るリソースをどこに最も効果的に展開するかを判断し、税務調査が必要な場合には的を絞った調査を開始するために役に立つ情報を提供する。移転価格文書化について各国で一貫したアプローチが確保され、税務当局間での情報交換を活用することを通じて各国ごとの報告が抑制されることから、多国籍企業にも、法令遵守の負担が減るという便益がある。

行動 14:紛争解決メカニズムの効果向上

各国は、BEPS プロジェクトにより導入される変更が一定の不確実性をもたらし、何の対応もしなければ、短期的に二重課税や相互協議における紛争を増大させ得ることを認識し

ている。各国は、国境を越えた取引及び投資の障壁となる二重課税除去の重要性を認識し、 租税条約を巡る紛争解決に関するミニマム・スタンダードにコミットした。これは、特に、 相互協議手続を通じた紛争の効果的でタイムリーな解決への強い政治的なコミットメント が含まれる。このコミットメントには、ミニマム・スタンダードが満たされ、迅速な紛争 解決に向けて各国が更なる歩みを進めることを確実にするための、効果的なモニタリン グ・メカニズムの構築が含まれる。加えて、多くの国々が、各々の二国間租税条約におい て、迅速に、義務的・拘束的な仲裁条項を盛り込むことにコミットしている。

行動 15:多数国間協定の策定

行動 15 報告書では、国際公法や税務の専門家の専門知識を活用し、条約関連の BEPS 対抗措置を実施し二国間租税条約を改正するための、多数国間協定の技術的実現可能性を検討した。報告書は、多数国間協定は策定されるべきであり、かつ、実現可能であることから、多数国間協定のための交渉を早期に開催するべきであると結論づけた。こうした分析に基づき、多数国間協定を策定し 2016 年中に署名のために開放するため、全ての国が参加可能なアドホック・グループに関するマンデートが策定された。現時点で 87 か国が対等な立場で参加をしている。